

議案第80号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について

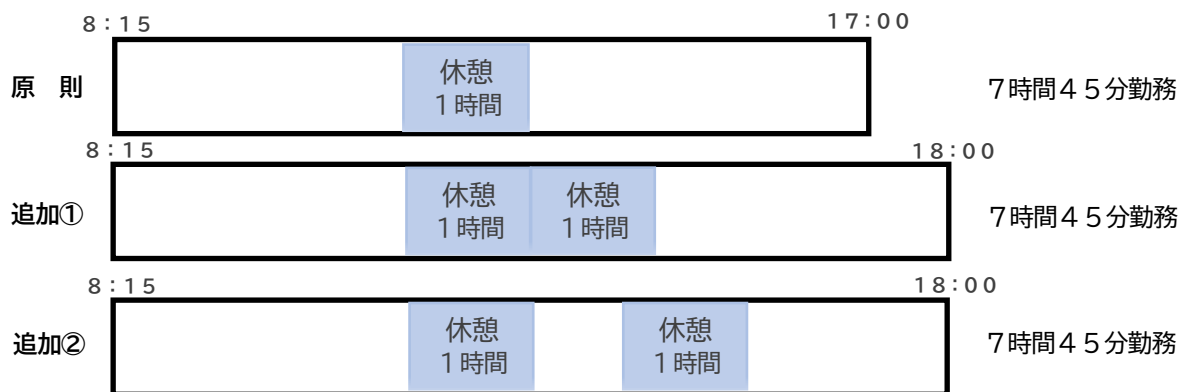
1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い規定を整備するほか、障害がある幼稚園教育職員が働き続けることができる職場づくりを推進するため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等を定めます。
- (2) 幼稚園教育職員の健康及び福祉を考慮して、必要があると認める場合には、原則の休憩時間のほかに休憩時間を追加することができることを定めます。

【イメージ図】



3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

地方公務員法の一部を改正する法律の規定に基づく暫定再任用職員のうち短時間勤務の職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例の規定を適用します。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用されている職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、港区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p>	<p>(前略)</p> <p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、港区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p>

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 (略)

(週休日)

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては八日以上上の週休日）を設けるものとする。

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 (略)

(週休日)

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては八日以上上の週休日）を設けるものとする。た

る。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第六条（略）

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第四条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第七条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、教育委員会は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な休憩時間を与えることができる。

4（略）

だし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第六条（略）

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第四条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第七条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、教育委員会は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には必要な休憩時間を与えることができる。

4（略）

(中略)

(年次有給休暇)

第十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

255 (略)

(後略)

付則

1| この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2| 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(中略)

(年次有給休暇)

第十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

255 (略)

(後略)

定年引上げに関する地方公務員法の改正等に伴う関係条例の整備について（概要）

令和4年9月13日 資料No.1-3
区民文教常任委員会

1 目的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正等に伴い、幼稚園教育職員に係る関係条例を整備します。

2 改正地方公務員法の要旨（公布日：令和3年6月11日、施行期日：令和5年4月1日）

(1) 趣旨

国家公務員の定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることに伴い、国家公務員の定年を基準として、条例で定年を定めている地方公務員についても同様の措置が講じられます。

(2) 管理監督職務上限年齢制（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職務上限年齢制（役職定年制）により、原則、管理監督職（以下「管理職」といいます。）以外の職への降任等をさせます。ただし、職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には、役職定年制の例外措置を講ずることができます。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳以後の定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用できる制度を導入します。任期は、常勤職員の定年退職日相当日までの期間です。

(4) 暫定再任用制度の措置

65歳まで定年が引き上げられるため、現行の再任用制度を廃止します。ただし、年金受給開始年齢までの継続勤務を可能とするため、定年の段階的引上げ期間中の暫定的な制度として、暫定再任用制度を措置します。

(5) その他

- ア 職員への情報提供・意思確認制度を新設します。
- イ 60歳超の地方公務員の給与は、均衡の原則（地方公務員法第24条）を踏まえ、国家公務員の給与の取扱いとの均衡を図るものとします。

3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（改正）

再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されるため、該当規定の文言を整理します。

4 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（改正）

- (1) 60歳到達日後における最初の4月1日以後の給料月額は、給料表の級号給に応じた額に70パーセントを乗じた額とします。
- (2) 役職定年制により降任等をした職員について、降任等をする前の給料月額の7割水準を担保するため、降任等の前の給料月額の7割の額と、降任等の後の給料月額の7割の額に差額があるときは、その差額相当額を給料月額に加算することを定めます。

5 区職員に係る関係条例の改正等（参考）

○ 港区職員の定年等に関する条例（改正）

- (1) 職員の定年は、65歳とします（経過措置：2年に1歳ずつ引上げ）。

年度	R4年度	R5・6年度	R7・8年度	R9・10年度	R11・12年度	R13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- (2) 管理監督職務上限年齢（管理職の役職定年の年齢）は、60歳とします。

※医師・歯科医師等は除きます。

- (3) 管理職の欠員を容易に補充することができない場合の「役職定年制の例外措置」として、①職務遂行上の特別の事情等による特例任用（最長3年間）、②特定管理監督職群による特例任用（定年退職日まで）について定めます。

※ 幼稚園教育職員の管理職（園長・副園長）は、②の特定管理監督職群に該当させ、60歳を超えても引き続き管理職として任用（勤務）する予定です。

- (4) 60歳に到達する年度の前年度において、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供及び勤務の意思確認を行うことについて定めます。

○ 港区職員の退職手当に関する条例（改正）

給料月額7割措置が適用される前の水準を担保するため、退職手当の基本額の算定の特例（ピーク時特例）の適用等について定めます。

○ 港区職員の高齢者部分休業に関する条例（制定）

- (1) 加齢による諸事情への対応や退職後を見据えた地域貢献など、定年退職前の働き方の選択肢を広げ、高齢期職員の能力・経験の活用と働きやすい職場づくりの推進を目的として高齢者部分休業に関する条例を制定します。
- (2) 55歳以降から定年退職日までの期間内とし、1日又は30分単位で取得可
- (3) 勤務しない1時間について給与減額（無給）

その他、定年引上げ等に伴い、以下の関係条例を改正します。

○港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ○公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例 ○外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例 ○港区職員の懲戒に関する条例 ○港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ○港区職員の育児休業等に関する条例 ○港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ○港区職員の給与に関する条例